

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第181号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年6月13日（土） 18時40分ごろ	
発生場所	愛媛県伊方町 女子鼻灯台から真方位189° 3,400m付近 (概位 北緯33° 25.3′ 東経132° 18.6′)	
事故等調査の経過	平成21年6月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 寿丸、4.99トン EH3-52701（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート 夏海V、8.65m 290-51992愛媛、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船首外板にき裂を伴う擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、女子鼻沖から愛媛県豊之浦漁港に向けて帰航中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、女子鼻南方沖で錨泊して遊漁中、船長Aは、左舷前方の漁船に意識を集中し、前路に対する適切な見張りを行わなかったため、B船に気付かないまま約10ノットの速力で北進し、平成21年6月13日18時40分ごろ、A船の船首とB船の左舷船首部とが衝突した。また、船長Bは、船首を西方に向けて錨泊し、周囲の見張りを行わないで、自船の左舷側で船尾を向いて座って釣りをしていたところ、衝突の約1分前に自船に向かってくるA船を視認し、キャビンに移動して汽笛を鳴らしたが、前記のとおり衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約5.8m/s、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、左舷前方の漁船に意識を集中し、前路の適切な見張りを行っていないものと考えられる。 船長Bは、錨泊して自船の左舷側で船尾を向いて座り、釣りに意識を集中していたため、見張りを行っていないものと考えられる。
原因	本事故は、伊方町女子鼻南方沖において、A船が北進中、B船が釣りを行って錨泊中、A船が前路の適切な見張りを行わず、また、B船が見張りを行っていないため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	

